

平成 26 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名	M&A キャピタルパートナーズ株式会社
代表者名	代表取締役社長 中 村 悟 (コード番号：6080 東証マザーズ)
問合せ先	取締役企画管理部長 佐々木 輝 (TEL. 03-6880-3803)

新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 25 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該売出しにより、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部又は市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び売出しの目的】

当社は、後継者不在などにより事業承継ニーズを有する中堅・中小企業オーナーと譲受企業の間立ち、M&A アドバイザリーサービス (M&A 仲介事業) を提供しております。当社では、M&A に「関心がある」というニーズを抱えるオーナーに向けてはホームページへのアクセスを増加させる為の WEB 対策やセミナー活動等を通じた当社の認知度向上のためのプロモーション活動 (インバウンドマーケティング) を通じて当社を認知して頂く機会創出に取り組んでおります。また「関心がない」というオーナーの中にも、潜在的ニーズを持たれている方も多くと認識しており、M&A を活用した事業承継問題解決の提案を直接提案による営業活動 (アウトバウンド (ダイレクト) マーケティング) により行っております。

当社がターゲットとする中堅・中小企業に対する M&A アドバイザリーサービスの市場規模は、オーナーの高齢化が進んでいる現状などを背景に伸長しており、かかる状況は当面の間続くものと予想しております。このような中、更に成長を加速させるために、より積極的な先行投資を施し、マーケティング活動の増大を図る必要があると考えております。そのためにはインバウンドマーケティングによる顕在ニーズの囲い込みを加速させていく必要があります。またこれまで業績を牽引してきたアウトバウンドマーケティングに従事する M&A アドバイザーの人員数の増加及びコンサルティング能力を向上させることが不可欠となります。

今回の新株式発行による調達資金につきましては、当社の認知度向上のためのプロモーション費用や人材採用及び教育費用等のマーケティング活動の強化を目的として充当する予定です。今回調達する資金を活用し、事業機会の獲得を通じ、企業価値向上に努めてまいります。

なお、本資金調達と同時に実施する売出しは、東京証券取引所における上場市場変更の形式基準を充足させ、当社の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図るため、主要株主をはじめとした売出人に応じて頂き実施するものであります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 132,500 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年12月2日(火)から平成26年12月5日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年12月12日(金)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役中村悟に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 580,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 及 び 氏 名 又 は 名 称 売 出 株 式 数
売 出 株 式 数 中 村 悟 470,900 株
十 亀 洋 三 85,100 株
中 村 陽 子 24,000 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成26年12月15日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役中村悟に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 106,800 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から106,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成26年12月15日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役中村悟に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から106,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、106,800株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成26年12月15日（月）から平成26年12月25日（木）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月19日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	6,487,500株	（平成26年11月25日現在）
公募増資による増加株式数	132,500株	
公募増資後の発行済株式総数	6,620,000株	

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資に係る差引手取概算額276,981,200円については、当社の認知度向上のためのプロモーション費用並びに人材採用及び教育費用に充当する予定です。

当社では設立以来、中堅・中小企業をメインターゲットにM&Aの仲介事業を行って参りましたが、従来より展開してきたアドバイザーの直接提案による営業活動（アウトバウンド（ダイレクト）マーケティング）に加え、平成25年11月20日の株式上場後はホームページへのアクセスを増加させる為のWEB対策やセミナー活動等を通じた当社の認知度向上のためのプロモーション活動（インバウンドマーケティング）にも力を入れております。

今後、仲介成約件数を増加させ、当社が成長していくためには、インバウンドマーケティングによる事業承継の顕在ニーズの囲い込みを一層加速させていく必要があると認識しております。当社株式の上場市場の変更により知名度、ブランド力の向上が期待されることから、これを契機にインバウンドマーケティングの強化を図るため、プロモーション費用の一部として99,024,000円（平成27年9月期に4,997,000円、平成28年9月期に94,027,000円）を充当する予定であります。

一方で、足元の市場環境のもとでは、M&Aのアドバイザーの人員数を増加させること及びそのサービス品質の向上が業績に直結すると考えております。これまで業績を牽引してきたアウトバウンド（ダイレクト）マーケティングによる事業承継の潜在ニーズの顕在化についても更なる強化を目的として、人材採用及び教育費用の一部として平成28年9月期に154,975,000円を充当する予定であります。

残額が生じた場合には平成29年9月期のプロモーション費用、人材採用及び教育費用等の運転資金の一部に充当する予定です。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

<株式上場時に調達した資金について>

平成25年11月20日の株式上場時に調達した資金は人材採用及び教育費用やマーケティング活動の強化を主な目的として充当し、一部を戦略資金として本社移転費用に充当しました。平成26年9月末時点での未充当額211百万円については今回の調達資金とあわせて当初の資金使途通り、人材採用及び教育費用やマーケティング活動の強化を主な目的として充当致します。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記（1）に記載の使途に充当することにより、案件受託数の増加に寄与し、業績の向上に繋がるのみならず、特にインバウンドマーケティングの強化によって当社の知名度・ブランド力の向上に資することができた場合には、中長期的な顧客への認知度向上に繋がり、将来に亘っての安定的な収益基盤の強化に貢献できると考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

一方で当社は現在成長過程にあり、将来拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、剰余金の配当を実施しておりません。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。又、当社は機動的な配当対応を可能とするため、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
1株当たり当期純利益金額	151.52円	55.47円	73.06円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	50.0%	36.0%	30.1%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり年間配当額、実績配当性向及び純資産配当率は、無配のため記載しておりません。
2. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本(期首と期末の平均値)で除した数値であります。
3. 当社は平成25年5月15日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っており、平成24年9月期の1株当たり当期純利益金額は、当該株式分割が平成24年9月期の期首に行われたと仮定して算出しております。また、当社は平成26年5月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っており、平成25年9月期及び平成26年9月期の1株当たり当期純利益金額は、当該株式分割が平成25年9月期の期首に行われたと仮定して算出しております。
4. 平成26年9月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の公募増資後の発行済株式総数 6,620,000 株に対する下記の交付株式残数合計の比率は 11.8%となる見込みであります。

(平成 26 年 11 月 25 日現在)

取締役会決議日	交付株式 残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成 20 年 6 月 13 日	144,000 株	67 円	34 円	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 11 月 30 日
平成 21 年 9 月 30 日	132,000 株	67 円	34 円	自 平成 23 年 11 月 3 日 至 平成 31 年 9 月 10 日
平成 22 年 9 月 10 日	162,000 株	67 円	34 円	自 平成 24 年 9 月 11 日 至 平成 31 年 9 月 10 日
平成 23 年 9 月 13 日	252,000 株	84 円	42 円	自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 32 年 12 月 13 日
平成 24 年 3 月 14 日	90,000 株	184 円	92 円	自 平成 26 年 3 月 31 日 至 平成 33 年 12 月 15 日

(注) 当社は平成 25 年 5 月 15 日付で普通株式 1 株につき 2,000 株の株式分割を、また平成 25 年 5 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 3 株の株式分割を行っております。上表の「交付株式残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「資本組入額」は、当該分割後の内容を記載しております。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 25 年 11 月 19 日	414,000 千円 公募増資	256,250 千円	246,000 千円
平成 25 年 12 月 19 日	62,100 千円 第三者割当増資	287,300 千円	277,050 千円

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
始 値	—	—	10,000 円 ※1,990 円	2,071 円
高 値	—	—	10,900 円 ※2,676 円	2,345 円
安 値	—	—	3,625 円 ※1,930 円	1,920 円
終 値	—	—	6,100 円 ※2,081 円	2,305 円
株価収益率	—	—	28.5 倍	—倍

- (注) 1. 当社は平成25年11月20日に東京証券取引所マザーズに上場しましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。
2. 平成26年9月期の株価の※印は、株式分割（平成26年5月1日付で株式1株を3株に分割）による権利落後の株価を示しております。
3. 平成27年9月期の株価については、平成26年11月21日現在で表示しています。
4. 平成26年9月期の株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益金額（未監査）で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である中村悟、十亀洋三及び中村陽子は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 26 年 11 月 25 日開催の取締役会において決議した前記「I. 新株式発行及び株式売出し」に記載の新株式発行および株式売出しに伴い、主要株主である十亀洋三が主要株主でなくなることが見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

- (1) 氏 名 十 亀 洋 三
- (2) 住 所 東 京 都 港 区
- (3) 当 社 と の 関 係 取 締 役 営 業 企 画 部 長

3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 26 年 11 月 25 日現在)	7,200 個 (720,000 株)	11.10%	第 2 位
異動後	6,349 個 (634,900 株)	9.59%	第 2 位

- (注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 26 年 3 月 31 日現在の発行済総株式数 6,487,500 株から議決権を有しない株式として平成 26 年 3 月 31 日現在の単元未満株式 1,500 株を控除した総株主の議決権の数 64,860 個を基準に算出しております。
2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、(注) 1. で用いた総株主の議決権の数 64,860 個に平成 26 年 11 月 25 日開催の当社取締役会において決議した公募による新株式発行(一般募集)の払込期日である平成 26 年 12 月 12 日に増加が見込まれる議決権の数 1,325 個を加算した総株主の議決権の数 66,185 個を基準に算出しております。
3. 平成 25 年 5 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 3 株の株式分割を行っております。このため、上記(注) 1 の発行済株式総数から控除した株式数及び総株主の議決権の数は、平成 26 年 3 月 31 日現在において当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。

4. 異動予定年月日

平成 26 年 12 月 15 日(月)

5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による業績への影響はありません。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。